

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由																
<p>本則 (機構) 第9条 グローバルイノベーション研究院に、次表のとおり、機構を置く。</p> <table border="1" data-bbox="161 472 981 651"> <thead> <tr> <th>研究院名</th> <th>機構名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">グローバルイノベーション研究院</td> <td>女性未来育成機構</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> <tr> <td>テニュアトラック推進機構</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="161 831 492 928"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卓越リーダー養成機構</td> </tr> </tbody> </table>	研究院名	機構名	グローバルイノベーション研究院	女性未来育成機構	イノベーション推進機構	テニュアトラック推進機構	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	<p>本則 (機構) 第9条 グローバルイノベーション研究院に、次表のとおり、機構を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1057 472 1886 651"> <thead> <tr> <th>研究院名</th> <th>機構名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">グローバルイノベーション研究院</td> <td>女性未来育成機構 (削る)</td> </tr> <tr> <td>テニュアトラック推進機構</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 (略)</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1057 831 1415 970"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卓越リーダー養成機構</td> </tr> <tr> <td>イノベーション推進機構</td> </tr> </tbody> </table>	研究院名	機構名	グローバルイノベーション研究院	女性未来育成機構 (削る)	テニュアトラック推進機構	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	イノベーション推進機構	
研究院名	機構名																	
グローバルイノベーション研究院	女性未来育成機構																	
	イノベーション推進機構																	
	テニュアトラック推進機構																	
組織及び施設の名称																		
卓越リーダー養成機構																		
研究院名	機構名																	
グローバルイノベーション研究院	女性未来育成機構 (削る)																	
	テニュアトラック推進機構																	
	組織及び施設の名称																	
卓越リーダー養成機構																		
イノベーション推進機構																		

附 則 (令和元年7月1日経教規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。